

(1) 配達請求の有無による区別

ア **駅留小荷物** 配達の取扱をしない小荷物で、駅において引渡すもの

イ 配達小荷物 届先まで配達のうえ引渡すもの

(2) 運賃の適用による区別

ア **通常小荷物** 通常小荷物運賃の適用される小荷物

イ **割増小荷物** 割増小荷物運賃の適用される小荷物で、貴重品、動物、易損品、かさ高品、特別扱新聞紙・同雑誌がこれに該当する

ウ **貸切扱小荷物** 荷物車を貸切って運送される小荷物で、荷物車貸切運賃が適用される

エ **運賃割引小荷物** 小荷物運賃の割引の適用を受ける小荷物

オ 無賃小荷物 小荷物運賃を収受しない小荷物

(3) その他の区分

ア **要償額表示小荷物** 要償額を表示する小荷物（\*要償額の表示）

イ 1口扱小荷物 2個以上20個以内を1口として託送する小荷物

ウ **証券付小荷物** 貨物引換証または船荷証券の発行請求がある小荷物

エ 代金引換小荷物 代金引換の取扱請求のある小荷物（\*代金引換小荷物）

オ **引渡証明付小荷物** 引渡証明の請求がある小荷物（\*小荷物引渡証明書）

カ **列車指定小荷物** 運送列車を指定する小荷物であるが、現在のこの制度は活用されていない。

キ **一般小荷物** 一般小荷物という語はきわめて不確定な用語であって、特殊な取扱をしない一般通常の小荷物という意味でしばしば使用される。

3 託送

(1) 小荷物の託送禁制品

小荷物運送は、比較的少量な物品を迅速に運送することを使命とし、手荷物と同様旅客列車で運送するので、旅客運送の安全を阻害したり、容積過大等のため取扱に困難をきたすものは不向きであるから、つぎの物品は、小荷物として託送を認めないこととしている。

ア 1個の長さ2mをこえるもの

イ 1個の容積0.3m<sup>3</sup>をこえるもの

ウ 1個の重量20kgをこえるもの。ただし補助貨幣、映画用フィルムは、1個の重量40kgまで取扱、そのほかのものでも鉄道管理局長がとくに指定した区間では1個の重量30kgまで取扱う。

エ 臭気を発しましたは不潔なもの

オ 他の物品を汚損するおそれがあるもの

カ 荷造が不完全なもの

キ 危険品

ク 死体

(2) 制限外小荷物の特選

死体および所定の長さ、容積、重量をこえる小荷物であっても国鉄においてとくに必要があると認めれば、鉄道管理局長または地方自動車事務所長の承認を受ければ小荷物として受託ができることとしており、また5kg以内の重量超過の場合で、不案内な荷送人であると認めるときは、駅長かぎりでの取扱ができることにしている。

(3) 1口扱による託送

小荷物は1個を1口とするのが原則であるが、証券付小荷物および代金引換小荷物以外的小荷物であって、品名、荷造、発着区間、荷送人、荷受人その他運送条件が同一のものを、2個以上20個以内までを同時に託送する場合は、荷送人の請求によってこれを1口として取扱うことができることとしている。ただし口割れを防止するため、積換を要せず、かつ同時運送ができるときにかぎってその取扱いをする。

4 取扱

小荷物の託送があった場合は、\*小荷物運賃・料金を収受のうえ\*小荷物切符を発行し、甲片を荷送人に交付する（証券付小荷物の場合は、貨物引換証または船荷証券を交付するので甲片は交付しない）。なお代金引換小荷物、特別扱新聞紙・同雑誌および無賃小荷物の取扱をする特別扱新聞紙の荷造用包装布・紙または板、返送空大箱についてはこの取扱によらない。（金田政吉）

**こにもつうんちん 小荷物運賃** 小荷物運送に適用される運賃をいい、一般小荷物に対して適用される通常小荷物運賃、貴重品・動物・車両・易損品・かさ高品に対して適用される割増小荷物運賃、特別扱新聞紙・同雑誌に対して適用される特別扱新聞紙・雑誌運賃および貸切扱小荷物に対して適用される荷物車貸切運賃に区別される。

1 通常小荷物運賃

特殊小荷物および貸切扱小荷物以外の一般小荷物に対して、重量および運送距離に応じて適用される。**死体運賃**も通常小荷物運賃によるが、重量500kgとして計算される。

通常小荷物運賃は次表のとおりである。（昭和32・4・1）

重 量	距 離	100	200	300	400	500	750	1,000	1,500	2,000	以 上
		km まで	km まで	km まで	km まで	km まで	km まで	km まで	km まで	km まで	500 km までを 増すご とに
kg	まで	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
10		80	100	120	135	145	175	205	265	325	60
15		115	140	165	185	200	240	280	360	440	80
20		145	175	205	230	250	300	350	450	550	100
25		180	215	250	280	305	365	425	545	665	120
30		210	250	290	325	355	425	495	635	775	140
35		245	290	335	375	410	490	570	730	890	160
40		275	325	375	420	460	550	640	820	1,000	180
50		340	400	460	515	565	675	785	1,005	1,225	220
以 上	10kg までを増す ごとに	130	150	170	190	210	250	290	370	450	80

運賃割引の場合における小荷物の最低運賃は、50円とする。

2 割増小荷物運賃

(1) つぎの物品は通常小荷物運賃の5割増とする。

ア ポストンバック、トランク、行りおよびバスケット

イ 乾のり（味付のりおよび焼のりを含む）および麩（ふ）

ウ 綿の類および繭類

エ 人形およびセルロイド製がん具

オ ちょうちん類

カ 箱（キャビネットを含む）、たる、木製のおけ、木製のたらい、かん類、紙筒（紙管および紙かんを含む）、かごおよびざる

(2) つぎの物品は通常小荷物運賃の10割増とする。

ア 貴重品 イ 動物 ウ 車両。この場合組立てた自転車は、重さをはかる手数省略のため1両20kgとして計算する。

エ 植木、盆栽、生花（華道用枝および葉を含む）、造花（くす玉等の飾付用品を含む）および花輪